

## 令和 2 年度空家等の状況について

## 1 令和 2 年度空家等の状況について（一部美幌町空家等対策計画の内容抜粋）

## (1) 空家等の状況

前回調査時のランク「C」「D」の空家等について、令和 2 年 8 月末現在の状況は以下のとおりです。

外観による判定	ランク	件数（割合）	
		前回調査	令和 2 年 8 月末
管理に問題がない	A	207	
管理が行き届いていないが比較的小規模な修繕で利用可能	B	142	
倒壊等の可能性は低いが、現況のままの利用は困難	C	89	71
倒壊・崩壊の可能性が高い	D	4	4

→除却等により、該当箇所が減少しております。（C ランク減少内訳：解体 13 件・改修 1 件・利用 4 件）

## (2) 問い合わせ内容

前回協議会開催後（H30 年 12 月）から令和 2 年 8 月末までに受け付けた問合せ内容は以下のとおりです。

No	年月日	住所	内容	対応内容	ランク
1	H31.4.18	東町 2 丁目 2 番地の 25	庭の枯草の飛散	所有者に管理するよう指導。	A
2	R1.5.22	美富 56 番地の 56	空家敷地内に穴があり、隣地へ崩れてきている。雑草の繁茂。	所有者に指導。	C
3	R1.5.27	仲町 2 丁目 48 番地の 85	強風による屋根の一部破損	空家を取り壊す旨連絡あり。後日解体。	B
4	R1.6.4	豊富 204 番地の 1	強風による屋根の一部破損	所有者に通知文を 2 回送付。	—
5	R1.7.24	仲町 2 丁目 62 番地の 2	強風による屋根の一部破損	所有者に通知文を送付。消防により応急処置を行う。	B
6	R1.9.26	稲美 88 番地の 3	購入したい物件が空き家かどうかの確認	不動産会社を紹介。	B
7	R1.10.1	青山南 3 番地の 4	街灯を覆っている空き家の樹木の剪定	通知文を送付し、所有者により対応。	A
8	R1.11.12	西 2 条北 2 丁目 4 番地	樹木及び雑草の繁茂	通知文を 2 回送付。現在、所有者と調整中。	A
9	R2.3.24	美里 9 番地の 7	電柱へ巻き付いている樹木の蔓の剪定	所有者に連絡をし、剪定許可を得る。その後、北電により対応。	—

10	R2.4.1	元町 76 番地 の 1	強風による屋根の一部 破損	消防により応急処置。所有者に通知文を送付。後日所有者等により解体。	—
11	R2.4.14	青山北 49 番地の 6	灯油タンクの腐食。敷 地内に放置されている 物の散乱。	町と消防から通知文を送付。後日灯油タンクを撤去。その他片付けについては後日対応すること。	—
12	R2.5.13	仲町 2 丁目 3 番地	強風による屋根の一部 破損	所有者に通知文を送付。後日解体。	—
13	R2.6.8	仲町 2 丁目 49 番地の 8	外壁の不良（外壁の 一部が膨らんでいる）	所有者に通知文を送付。後日、不動産会社へ売却したと連絡あり。	B
14	R2.7.16	野崎 13 番 地の 53	雑草の繁茂	所有者に通知文を送付。後日、管理会社より対応。	A

(3) 空家等対策の概要（○：実施、△：検討中、×：未実施、●：今回協議）

ア 空家等の発生抑制

内 容	短期 (本計画策定後 1～2 年以内に実施・着手)	中・長期 (実施に向けた継続検討課題)
①適切な維持管理等の情報発信	○ 空家等対策の周知・啓発（広報、ホームページ、パンフレット）	○ 効果的な周知方法の検証、検討 △ 高齢者の住宅資産の活用や住み替えに関する検討
②相談体制の充実	○ 相談窓口の設置	○ 民間関係団体との空家等対策への連携強化
③住宅及び店舗改修の促進	○ 各種制度の積極的な情報提供 △ 出前講座の実施 ○ 住宅リフォーム補助の実施 ○ 住宅耐震改修補助の実施 ○ 店舗リフォーム促進事業補助との連携	△ 住宅リフォーム補助制度の拡充支援検討 ○ 民間借家のリフォーム支援等の検討 ○ 国や道の活用可能な補助制度の検討、検証

イ 空家等の利活用

内 容	短期 (本計画策定後 1～2 年以内に実施・着手)	中・長期 (実施に向けた継続検討課題)
①空家等の流通・活用の促進	○ 北海道空き家情報バンクの活用 △ マイホーム借上げ制度の周知、案内 ○ 空家等の「ちょっと暮らし体験事業」への活用促進	△ 関係部局と協議し、具体的取り組みへの支援等を検討 △ 国や道、先進自治体の事例を踏まえた施策の検討
②北海道空き家情報バンクの活用・登録	× 美幌町空き家情報バンクの創設の検討 ○ 庁内関係部局や民間関係団体との連携 ○ 相談窓口の設置 ○ 空き店舗活用事業補助の周知・実施	○ 民間関係団体との空家等対策への連携強化 ○ 民泊等、観光資源化への利活用の検討 ○ 「移住定住」「二地域居住」の促進に向けた空家等の利活用の検討 △ 新たな住宅セーフティーネット制度による活用促進の検討 △ 高齢者・障がい者等の福祉施策充実のための空家等の有効活用の検討

ウ 管理不全な空家等の解消

内 容	短期 (本計画策定後1～2年以内に実施・着手)	中・長期 (実施に向けた継続検討課題)
①所有者等への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正管理についての注意喚起、自主的な適正管理または除却を促進</li> <li>△ 管理不全空家等の所有者等の意向調査の実施</li> <li>○ 空家管理業務の普及・促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間関係団体との空家等対策への連携強化</li> <li>△ 意向調査、指導助言等を行った空家等に対する経過</li> </ul>
②庁内連携による対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口の設置</li> <li>○ 庁内関係部局、警察、自治会等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁内関係部局等への情報共有や連携の強化</li> <li>△ 国や道、先進自治体の事例を踏まえた施策の検討</li> </ul>
③特定空家等の解消の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定空家等基準の策定</li> <li>○ 特定空家等の認定及び指導</li> <li>○ 空家等データベースへの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 除却費用に対する補助制度創設の検討</li> </ul>